

平成30年度第7回和田区地域協議会 次 第

日時：平成31年1月31日（木）午後6時30分～
会場：ラーバンセンター 第4研修室

1 開 会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて

(2) 自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について

4 事務連絡

5 閉 会

[上越市地域活動支援事業 平成31-30年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ◎ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ◎ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ◎ 平成31-30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31-30年4月1日（月）から
4月26-27日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！①》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

和田区の採択方針

豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。

《優先して採択する事業》

○新幹線開業に伴うまちづくり

新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業

○環境(自然・生活)の保全・活用

持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業

○住民自治・交流の促進

住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業

○農・工・商業の活性化

農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業

○少子高齢化対策

少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業

○安全・安心対策

子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業

○教育・文化・スポーツの振興

伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業

※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント! ②》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

地域協議会では提案者からの事業説明を受け、提案事業について下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行いその結果をもとに、補助事業としての採否を決定します。

（ア）**基本審査**：提案事業が“地域活動支援事業の目的と合致しているか”を審査します。

※この結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は補助不採択となります。

（イ）**優先採択審査**：提案事業が“和田区の採択方針”の“優先して採択する事業”に該当するかを審査します。※この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業には認められません。

（ウ）**審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業を採点し、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ここがポイント！③》

- ◆ 地域協議会の審査では、「基本審査」や、「採択方針」との適合、「共通審査基準」による採点（配点は各項5点満点）を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。
- ◆ 地域協議会の審査は、原則書類による審査を行います。必要に応じて申請者による事業説明の機会を設ける場合があります。

■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

《ここがポイント！④》

- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・**市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- ・**自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と和田地区公民館地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成31年度の補助金額

- ☺ 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
- ☺ 和田区における補助額の下限は5万円、上限は和田区の予算の範囲内です。

《和田区の予算 ●●●万円》

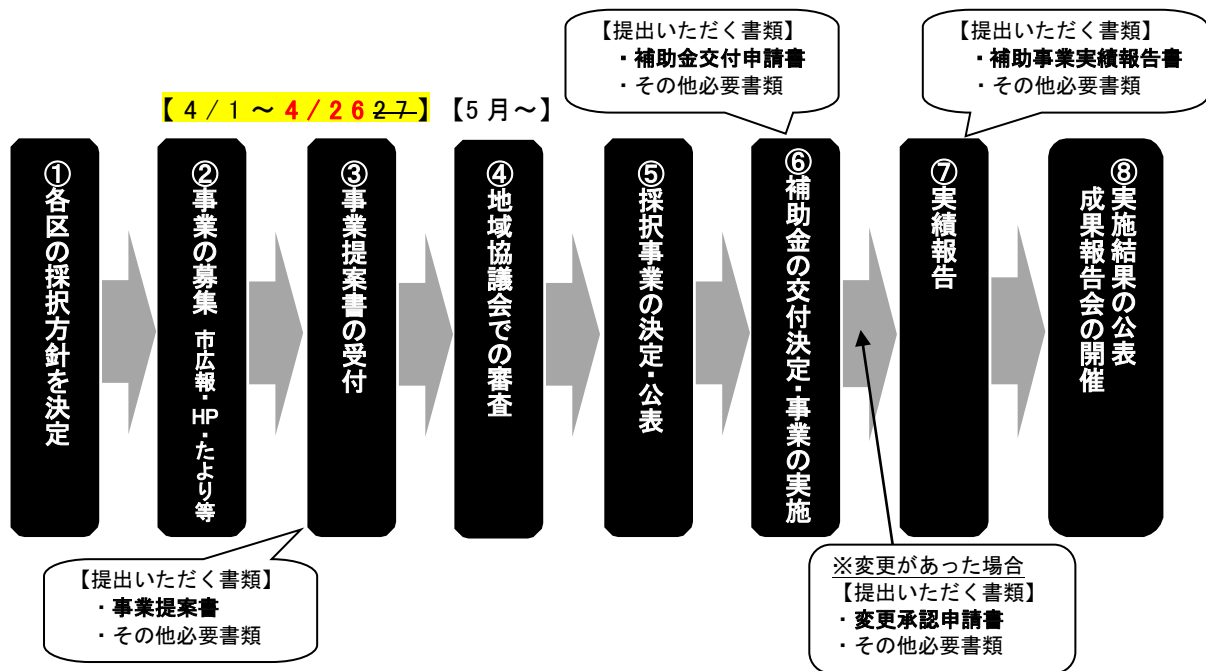
《ここがポイント！⑤》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

- ☺ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ☺ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

和田区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111 (内線 1429)	



平成3130年度 地域活動支援事業 和田区
 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の採点者

- ①採点者は、会長・副会長を含む全委員とする。
- ②上記のうち事業説明を受けた委員のみが採点者となる。
 ※原則、同じ日に事業説明から採択までを予定しているため、採点者が採択事業の検討を行うことになる。
- ③採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
 ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査・採点を辞退することは認めない。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに、各委員に送付する。
- ②各委員は、「申請概要一覧」と「事業提案書」の内容を確認するとともに、事業説明時の事業提案者への質問事項等を予め準備する。

(3) 各委員による審査・採点

- ①事務局は、予め決められた日に地域協議会を開催する。また、全ての提案事業については、提案者による事業説明を行う。(ただし、募集要項には“必要に応じて申請者による事業説明の機会を設ける場合があります”と表す)
 ※説明・質疑応答・審査・採点の各時間は、提案件数を見て判断する。
- ②事業説明を受けた各委員は、提案者による事業説明終了後、「審査・採点シート」に基づき、全ての提案事業を審査・採点し、結果を記入した「審査・採点シート」を事務局に提出する。
 ※委員による審査・採点結果は事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。
- ③基本審査について…採点者は、「適合する」または「適合しない」の2択から選択する。基本審査で「適合しない」を選択した採点者は、その理由を記載し、次の優先採択審査と共通審査は行わない。
- ④優先採択審査について…採点者は、「該当する」または「該当しない」の2択から選択する。
- ⑤共通審査について…採点者は、1点から5点の5点満点で審査・採点する。

(4) 提案事業の得点の算出

- ①提案事業ごとの得点は事務局で集計し、全採点者の点数の合計を提案事業の得点とする。(ただし、参考として平均点(点数の合計を採点者数で除す)を算出する。)

(5) 提案事業の順位確定

- ①基本審査にて、「適合しない」が採点者の過半数の場合は不採択とする。
- ②優先採択審査にて、「該当しない」が、優先採択審査を行った採点者の過半数の場合は、優先採択事業にはならず「その他の事業」とする。
- ③優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記1.(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ④提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。

- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ⑥事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに地域協議会に報告する。

【参考】提案事業の順位確定イメージ

順位	提案事業(分野)	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A(福祉)	○	○	100
2	事業B(イベント)	○	○	90
3	事業D(文化)	○	○	70
4	事業E(観光振興)	○	○	60
5	事業F(イベント)	○	○	50
6	事業C(イベント)	○	○	30
7	事業H(施設整備)	○	×	50
—	事業G(イベント)	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①採択する事業は、提案事業の順位が確定した後、和田区の予算を目安として委員間で協議し検討する。
- ②事業の採択は、審査により確定した順位で行う。
- ③採択の当落線上に複数の提案事業が同順位(同点)で並んでいる場合は、当該事業間の優劣をつけることもできる。
- ④上記の場合であっても、当該事業以外の順位には影響を及ぼさない。

(2) 補助額の検討

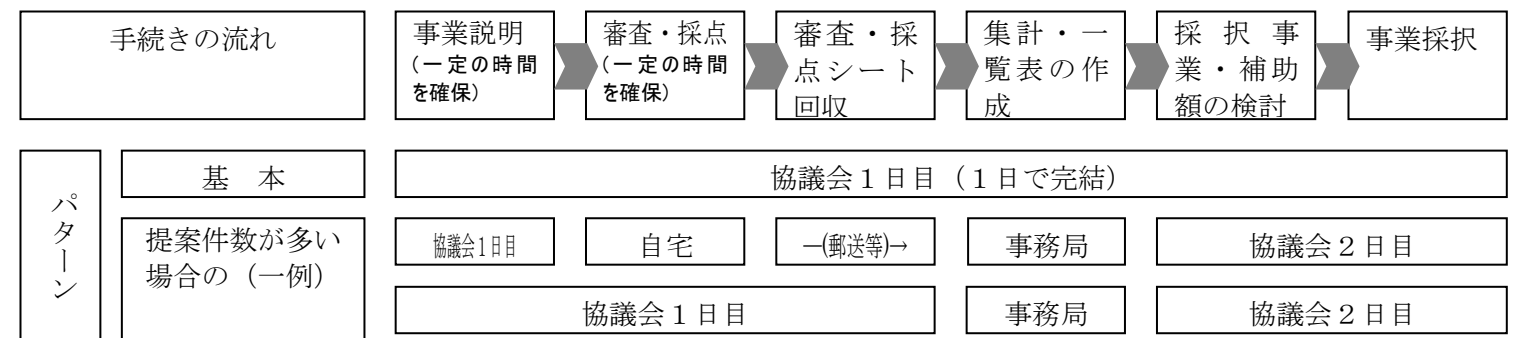
- ①個別の事業への補助額は、上記2.(1)の採択事業の検討結果を踏まえ、地域協議会で検討する。
 ※採択事業の補助希望額の合計が、和田区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。
 また、予算を下回っている場合は、補助希望額に対し10/10補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告することとする。
- ②事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<補足> 事業説明から採択までの流れ(イメージ)

提案件数により、事業説明時間・採点時間を検討する



資料No. 3

【和田区】 地域活動支援事業 審査・採点シート

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2. 基本審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<input type="checkbox"/> 適合する (3. へ) <input type="checkbox"/> 適合しない (理由記載)
--	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。	
※該当するものに☑する。(複数可) <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由(簡潔に記載)

3 優先採択・共通審査

(1) 優先採択審査

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は審査しないこと。

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	--

(2) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は採点しないこと。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い		
①公益性	・事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	_____ _____ _____	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	_____ _____ _____	5	
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	_____ _____ _____	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	_____	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	_____ _____ _____	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。